

●後期高齢者（長寿）医療制度のお知らせ

保険料額や納付方法などをお知らせします

後期高齢者医療制度の平成20年度保険料が決まりましたので、7月中旬に「保険料額決定通知書」をお届けします。

保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。なお、5月以降に制度へ加入した方は、8月以降に送付する予定です。

被扶養者の保険料 2年間軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（国保、国保組合以外の医療保険）の扶養になっていた方は、2年間保険料が軽減され、10月からの納付となります。

保険料の軽減は、後期高齢者医療制度に加入する前に入っていた医療保険者から提供される情報に基づき、岐阜県後期高齢者医療広域連合が行います。しかし、医療保険者からの情報提供がない場合には、保険料の軽減ができませんので、7月からの保険料納付となっている方は、保険医療課まで連絡をお願いします。

自己負担割合が 変わる場合も

医療機関窓口では、医療費の1割または3割の自己負担があります。平成20年度の市民税の課税状況などにより、窓口負担割合は8月1日から変更する場合がありますので、変更になる方には、7月中旬に新しい保険証を配達記録郵便で郵送します。到着後は必ず同封の返信用封筒で現在お使いの保険証を返還してください。

負担減の減額認定 7月末までに

市民税非課税の方は、入院されたとき「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示すると、食事代などの負担額が低くなります。対象者には7月中旬に申請書を送付しますので、7月31日までに保険医療課へ提出してください。

健診受診はお早めに

後期高齢者医療制度加入者を対象とした「ぎふ・すこやか健診」を申し込みされた方には、5月中に受診券を郵送しています。受診期間は7月31日までとなっていますので、お早目に各自で医療機関に予約し、期間内に受診してください。

問合せ先

保険医療課
35-3495

加入していた医療保険別の通知内容と保険料の納付方法

		仮算定通知書 (4月に送付)	保険料額決定通知書※ (7月に送付)	納付方法と時期
国民健康 保険に加入 していた方	特別徴収 (年金天引き)	4・6・8月の納付 金額のお知らせ	10・12・2月の納付 金額のお知らせ	年金支給月に年金からの天引き
	普通徴収 (個別徴収)	—	7月～翌年3月分の 納付金額のお知らせ (1年分を9ヵ月 で納めます)	納付書や口座振替 7月から納付
社会保険などの本人だった方		—	7月～翌年3月分の 納付金額のお知らせ (4月～9月分は全額 軽減されます)	納付書や口座振替 7月から納付
社会保険などの 扶養になっていた方		—	10月～翌年3月分の 納付金額のお知らせ (4月～9月分は全額 軽減されます)	年金からの天引き または納付書など 10月から納付

仮算定期間の保険料は平成18年所得により計算しています。平成19年所得により確定した年間保険料額を10月～3月の保険料で調整します。

納付方法が10月から特別徴収に変更される場合があります。

※現在政府においてこの制度の見直しを検討されているため、今回決定した保険料が減額される場合があります。保険料が変更になった方へは、改めて「変更通知書」をお届けします。